

(23) 人総発一026
2023年9月26日

事業所事務長 様

人事総務課長

アルバイト時給改定の件

2023年10月1日付で、岡山県の最低賃金が932円へ改定されることを受け、次のとおりアルバイト時給の一部を改定しますので、お知らせします。

(2023年10月1日改定)

①看護学生（准看資格者）	<u>960円</u> (旧930円)
②看護学生（無資格者）	<u>950円</u> (旧910円)
③歯科衛生士学生	<u>950円</u> (旧910円)
④大学生・短大生A（夜間診療補助業務を行う長期的なもの）	<u>950円</u> (旧910円)
⑤大学生・短大生B（夏期・冬期休暇等一時的なものを含む）	<u>940円</u> (旧900円)
⑥高校生	<u>932円</u> (旧892円)
⑦学生以外	<u>970円</u> (旧950円)

以上